その他公金取扱いの見直しについて(試案)

その他公金取扱いの見直しについて(試案)

1. 問題意識

- 地方自治法において、地方公共団体の歳入の収入についての収納方法は、現金によることを前提とし、それに代わる手段として、 証紙による収入(地方自治法第231条の2第1項)、口座振替(同法第231条の2第3項)、証券をもってする納付(同法第 231条の2第3項)、証券の取立て・納付の委託(同法第231条の2第5項)が認められている。
- 例えば、口座振替については、地方自治法施行令第155条の規定により、納入義務者が当該地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けている場合に限り、口座振替の方法による納付をすることができることとされている。
- これは、この規定が設けられた昭和38年当時においては、金融機関間の為替取引を行うためのコルレス契約を個別銀行間で締結しなければならない状況を踏まえたものであるが、その後の全国銀行データ通信システムの稼働(昭和43年)、全国銀行内国為替制度の発足(昭和48年)を通じて、個別銀行間のコルレス契約等の条件がなくても、全国の金融機関間の口座振替等の為替取引が可能な環境が整備された状況を踏まえる必要があるのではないか。
- このほかにも、現行の地方財務会計制度が確立された昭和38年当時から、金融取引等の社会活動はIT等の活用を経て高度化してきていることを踏まえて、公金の収入・支出の事務の選択肢を拡充する必要があるのではないか。

2. 見直しの方向性

- 口座振替の方法による納付については、指定金融機関等に納入義務者の預金口座がある場合のみに認められているものであるが、 指定金融機関等に限定せず、口座振替の方法を認めることとすべきではないか。また、ATM等からの口座振込についても認める こととすべきではないか。
- この場合、その具体的な方法については、現行制度と同様に法令で特定することとするか、又は、地方公共団体の長の規則に委任することにより地方公共団体の裁量により決定できるとすることができるか。